

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 146 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり（船舶を使用して行うまきえづりを除く。）により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 27 日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 立花 弘樹

1 指示の内容

- (1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。

陸岸等に隣接する次の第 3 種共同漁業権（以下「第 3 種」という。）の区域

共同漁業の 免許番号	漁場の位置	漁業種類(漁業の名称)
燧共第 51 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 52 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 53 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 54 号	今治市小島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 61 号	今治市波方町大角鼻地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 97 号	越智郡上島町岩城孤隠崎地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 114 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 115 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 116 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 117 号	今治市馬島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 118 号	今治市吉海町中渡島地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 127 号	今治市関前小大下島明神地先	第 3 種（つきいそ漁業）
燧共第 131 号	今治市波方町馬刀瀉地先	第 3 種（つきいそ漁業）
伊共第 69 号	伊予市森地先	第 3 種（ぼら飼付漁業）
伊共第 114 号	西宇和郡伊方町正野地先	第 3 種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第 2 号	西宇和郡伊方町正野地先	第 3 種（ぶり、たい、いさき飼付漁業）
宇共第 33 号	宇和島市御五神島地先	第 3 種（ぶり、さわら飼付漁業）

- (2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。